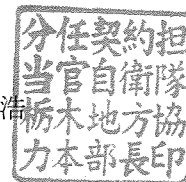


公 告

分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部長
加藤 浩



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び契約条項を承知のうえ、参加されたい。

1 入札事項

(1) 調達件名及び数量

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号	
4PDA10000020	A50002 0001 ほか		総-65~67	
品名 および 数量				
1	大田原地域事務所で使用する電力		ST	1
2	小山地域事務所で使用する電力		ST	1
3	真岡募集案内所で使用する電力		ST	1
部品番号 または 規格				
仕様書のとおり				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 使用期間

令和6年4月1日00:00~令和7年3月31日24:00

(4) 需給場所

番号	需給場所
1	栃木県大田原市富士見町1-3921
2	栃木県小山市駅東通り1-25-20
3	栃木県真岡市西郷2585-252

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がD等級以上であること

ただし、細部は入札説明書による。

3 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和6年1月19日（金）13時10分 宇都宮地方合同庁舎 3F 小会議室

郵便入札：郵便による入札は可とするが、令和6年1月18日（木）17時00分までに到着することとし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により、到着の確認を行うこと

4 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を結ばない時には入札金額に消費税相当額を加えた金額の5/100に相当する額を

違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者がその契約を履行しないときには契約金額の10/100以上を違約金として徴収する。

5 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 電話、電報又はFAXによる入札
- (5) 郵便入札の場合、期限まで到着しなかった入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方式

総価による。予定価格の制限の範囲内における最低金額で応札したものを落札者とする。

ただし、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約締結の時期

契約締結は、令和6年4月1日とする。

9 契約書作成の要否

落札者は、落札決定後、契約書を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。

10 その他

- (1) 入札説明書に示す書類を令和6年1月18日（木）17時00分までに提出すること。
- (2) 入札者が代表者の代理の場合、入札開始前までに委任状を提出すること。
- (3) 本件入札においては、郵便入札を可とする。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日時：令和6年1月26日（金） 13時10分
イ 場所：自衛隊栃木地方協力本部 宇都宮地方合同庁舎 3F 小会議室
- (4) 入札及び契約心得を承知の上、入札参加すること

入札説明書

大田原地域事務所で使用する電力料等の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

- (1) 契約担当官等：分任契約担当官 自衛隊栃木地方協力本部長 加藤 浩
- (2) 所在地：〒320-0043 栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び予定数量

番号	調達件名	予定契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)
1	大田原地域事務所で使用する電力	—	5,366
2	小山地域事務所で使用する電力	18	3,657
3	真岡募集案内所で使用する電力	16	7,064

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 使用期間

令和6年4月1日00:00～令和7年3月31日24:00

(4) 需給場所

番号	需給場所
1	栃木県大田原市富士見町1-3921
2	栃木県小山市駅東通り1-25-20
3	栃木県真岡市西郷2585-252

(5) 入札方法

- ア 別紙第1-1～3「入札書」の様式を使用し、入札書を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本使用単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ官側が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。なお、落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札金額に記載する金額の算定に当たって、力量割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- エ 郵便による入札は可とするが、令和6年1月18日（木）17時00分までに到着することとし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により、到着の確認を行うこと。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当していない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書を受けた者のうち「物品の販売」がD等級以上に格付されており、競争参加地域が「関東・甲信越」地域の競争資格を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達

に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、別紙第2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の基準を満たす「適合証明書」(様式 別紙第3)を提出し、審査に合格した者であること。
- (9) 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率を満たす計画となっているか確認できる「再生可能エネルギー電源の割当計画書」を別紙第4「特定電源割当証明書」に準じて作成し、提出すること。
- (10) 入札及び契約心得に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

4 入札書の提出場所等

〒320-0043

栃木県宇都宮市桜5-1-13

宇都宮地方合同庁舎

自衛隊栃木地方協力本部 総務課 会計班

電話：028(634)3385

FAX：028(634)3387

5 入札執行の日時及び場所

令和6年1月19日(金) 13時10分

自衛隊栃木地方協力本部 宇都宮地方合同庁舎 3F 小会議室

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取り消しをすることはできないものとする。
- (2) 入札において、代理人が入札する場合には、「委任状」を提出しなければならない。

7 入札の無効

- (1) 第3項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者の指名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名の記載)及び入札者の押印のない入札(代理人が入札する場合は、代理人の指名を併せて記入し、押印すること。)
- (3) 電報、電話及びFAXによる入札
- (4) 郵便入札の場合、期限まで到着しなかった札
- (5) 入札及び契約心得に示す暴力団排除に関する誓約事項に違反した者の入札
- (6) その他入札に関する条件に違反して行った入札

8 落札者の決定方法

- (1) 総価で、当該所定の予定価格の範囲内でかつ最低金額をもって入札をした者を落札者とする。なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当分を差し引いた金額を入札書に記載すること。

9 開札に立ち会う者

- (1) 開札の際、入札者又はその代理人はこれに立ち会うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札に関係ない職員が立ち会い、開札する。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札中は開札会場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札会場

を退場することができない。

10 再度入札

再度の結果、落札となるべき入札者がいないときは、原則的にその場所において直ちに再度の入札を行うものとする。

ただし、初度入札で郵便による入札参加者があり、かつ最低入札価格が予定価格に達しなかった場合、再度入札は直ちに行わず、公告に示す時期に行うものとする。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金：免除

(2) 違約金の徴収

落札者が契約を結ばないときには入札金額に消費税相当額を加えた金額の5/100に相当する額を違約金として徴収する。契約者が契約を履行しないときは契約金額の100分の10以上を、それぞれ違約金として徴収する。

(3) 資料提出の提出時期

ア 提出期限

令和6年1月18日（木）17時00分まで

イ 資格決定通知書

3(3)項に基づく、令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し

ウ 業務許可証

3(7)項に基づく、一般電気事業者又は特定規模電気事業者であることを証明するもの

エ 適合証明書

3(8)項に基づく、「適合証明書」（関係書類を含む）

オ 「再生可能エネルギー電源の割当計画書」

(4) 本件入札では郵便による入札参加を認めている。ただし、令和6年1月18日（木）17時00分までに到着することとし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵便し、発送者の責により、到着の確認を行うこと。

(5) 代金の請求方法

請求は、振込手数料を要しない振込取扱票等を添付するものとする。ただし、払込取扱票等を添付できない場合は、官側に発生する振込手数料は業者側が負担するものとする。

(6) 支払方法

支払は、履行完了後、契約相手方から適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(7) 上記による他、本件入札に参加する場合において遵守すべき事項は、自衛隊栃木地方協力本部ホームページに掲載している「標準契約（請）書」及び「入札及び契約心得」によるものとする。

13 別紙類

別紙第1-1 入札書（大田原募集事務所で使用する電力）

別紙第1-2 入札書（小山地域事務所で使用する電力）

別紙第1-3 入札書（真岡募集案内所で使用する電力）

別紙第2 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

別紙第3 適合証明書

別紙第4 特定電源割当証明書

入札書

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊栃木地方協力本部長 加藤 浩 殿

住 所

会社名

件名：大田原地域事務所で使用する電力

使用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

供給場所：栃木県大田原市富士見町1-3921

¥ (税抜)

(単位：¥)

番号	需給場所	基本料金			電力量料金 (kWh)				合計 ①+②
		契約 電力	1月あた り単価	①年間料金	予定使用 年間電力量	～120	～300	301～	
1	大田原地域事務所	50A			5,366				

公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ、入札いたします。

また、当社（私（個人の場合））、当団体（団体の場合）は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

入 札 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊栃木地方協力本部長 加藤 浩 殿

住 所

会社名

件名：小山地域事務所で使用する電力

使用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

供給場所：栃木県小山市駅東通り1-25-20

¥ (税抜) a+b

番号	需給場所	年月	区分	①基本料金	②電力量料金		合計 ①+②
					夏季使用電力量	その他季使用電力量	
1	小山地域事務所	令和6年4月	予定数量	18kW		50kWh	
			単価				
2		令和6年5月	予定数量	18kW		50kWh	
			単価				
3		令和6年6月	予定数量	18kW		407kWh	
			単価				
4		令和6年7月	予定数量	18kW	1,209kWh		
			単価				
5		令和6年8月	予定数量	18kW	1,348kWh		
			単価				
6		令和6年9月	予定数量	18kW	829kWh		
			単価				
7	令和6年10月	予定数量	18kW		98kWh		
		単価					
8	令和6年11月	予定数量	18kW		50kWh		
		単価					
9	令和6年12月	予定数量	18kW		50kWh		
		単価					
10	令和7年1月	予定数量	18kW		50kWh		
		単価					
11	令和7年2月	予定数量	18kW		50kWh		
		単価					
12	令和7年3月	予定数量	18kW		50kWh		
		単価					
年間合計金額(概算)							a

(単位：¥)

番号	需給場所	基本料金				電力量料金(kWh)				合計 ①+②
		契約 電力	1月あたり 単価	①年間料金	予定使用 年間電力量	~120	~300	301~	②年間料金	
1	小山地域事務所	40A			3,657					b

公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ、入札いたします。

また、当社(個人の場)、当団体(団体の場)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

入札書

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊栃木地方協力本部長 加藤 浩 殿

住所

会社名

件名：真岡募集案内所で使用する電力

使用期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

供給場所：栃木県真岡市西郷2585-252

¥ (税抜) a+b

番号	需給場所	年月	区分	①基本料金	②電力量料金		合計 ①+②
					夏季使用電力量	その他季使用電力量	
1	真岡募集案内所	令和6年4月	予定数量	16kW		43kWh	
			単価				
2		令和6年5月	予定数量	16kW		98kWh	
			単価				
3		令和6年6月	予定数量	16kW		205kWh	
			単価				
4		令和6年7月	予定数量	16kW	974kWh		
			単価				
5		令和6年8月	予定数量	16kW	1,016kWh		
			単価				
6		令和6年9月	予定数量	16kW	566kWh		
			単価				
7	令和6年10月	予定数量	16kW		32kWh		
		単価					
8	令和6年11月	予定数量	16kW		238kWh		
		単価					
9	令和6年12月	予定数量	16kW		45kWh		
		単価					
10	令和7年1月	予定数量	16kW		140kWh		
		単価					
11	令和7年2月	予定数量	16kW		81kWh		
		単価					
12	令和7年3月	予定数量	16kW		7kWh		
		単価					
年間合計金額(概算)							a

(単位：¥)

番号	需給場所	基本料金				電力量料金(kWh)				合計 ①+②
		契約電力	1月あたり単価	①年間料金	予定使用年間電力量	~120	~300	301~	②年間料金	
1	真岡募集案内所	40A			7,064					b

公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ、入札いたします。

また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数とする。)
 ②令和4年度の未利用エネルギー活用状況
 ③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況
 ④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
 の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)(単位: kg-CO2/kwh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、別紙(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」を参照。

(※)財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。
- 譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を、宇都宮地方合同庁舎に変更することという。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」

用 語	定 義
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の二酸化炭素排出係数の数値とする。
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力料(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に揚げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」

用 語	定 義
<p>③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>② 令和4年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。)</p> <p>⑦ 令和4年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p>

(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」(つづき)

用語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給通過時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること ・需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと ・電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適合証明書

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部長 加藤 浩 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

項目	番号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和4年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kwh)		
②	令和4年度の未利用エネルギーの活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

提出様式例

〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部長 加藤 浩 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇年〇半期に以下のとおり宇都宮地方合同庁舎に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力料に係る環境価値について●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電気料の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
再エネ由来電力料 (kWh)【A】													
供給電力料 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電気料 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	証書期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 自衛隊栃木地方協力本部大田原地域事務所で使用する電力
- (2) 需給場所 栃木県大田原市富士見1-3921-3
- (3) 業種及び用途 官公署(事務所)

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧 200ボルト
 - ウ 計量電圧 200ボルト
 - エ 標準周波数 50ヘルツ
 - オ 電気方式 1回線受電
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ア 契約電力
従量電灯B : 50A
 - イ 予定使用電力量
電灯標準 : 5,366kWh
月別予定使用電力量は、別紙第1による。
- (3) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率の指定はなし。
別紙第2:「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を参照(RE100の細部については、Going 100%-RE100 (<https://there100.org/technical-guidance>)を確認すること。)
- (4) 使用期間
自 令和6年4月1日午前0時 至 令和7年3月31日午後12時

3 その他

- (1) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件
二酸化炭素排出係数、未使用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電気証書の譲渡に関し、別紙第3の条件を満たすこと。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合については別途協議を行うものとする。

月別予定使用電力量

(単位：kWh)

年 月	大田原地域事務所
	従量電灯 B (50A)
令和6年 4月	170
令和6年 5月	266
令和6年 6月	301
令和6年 7月	586
令和6年 8月	827
令和6年 9月	725
令和6年10月	335
令和6年11月	405
令和6年12月	456
令和7年 1月	317
令和7年 2月	491
令和7年 3月	487
合 計	5,366

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 有力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要である。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数とする。)
 ②令和4年度の未利用エネルギー活用状況
 ③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況
 ④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合、評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kwh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」を参照。

(※) 財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。

譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を、宇都宮地方合同庁舎に変更することをいう。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」

用 語	定 義
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の二酸化炭素排出係数の数値とする。
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力料(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に揚げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」

用 語	定 義
③ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>② 令和4年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。)</p> <p>⑦ 令和4年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p>

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」(つづき)

用語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給通過時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること ・需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと ・電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

作成年月日 5. 12. 20
作成部課等 総務課

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 自衛隊栃木地方協力本部小山地域事務所で使用する電力
- (2) 需給場所 栃木県小山市駅東通り1-25-20
- (3) 業種及び用途 官公署(事務所)

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧 200ボルト
- ウ 計量電圧 200ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電

- (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力
従量電灯B : 40A
低圧電力 : 18kW(力率90%)

- イ 予定使用電力量
従量電灯B : 3,657kWh
低圧電力 : 4,241kWh

月別予定使用電力量は、別紙第1による。

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率の指定はなし。

別紙第2:「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を参照(RE100の細部については、Going 100%-RE100 (<https://there100.org/technical-guidance>)を確認すること。)

- (4) 使用期間

自 令和6年4月1日午前0時 至 令和7年3月31日午後12時

3 その他

- (1) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素排出係数、未使用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電気証書の譲渡に関し、別紙第3の条件を満たすこと。

- (2) 本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合については別途協議を行うものとする。

月別予定使用電力量

年 月	小山地域事務所	
	従量電灯B (40A)	低圧電力 (18kw)
令和6年 4月	306	50
令和6年 5月	276	50
令和6年 6月	305	407
令和6年 7月	271	1,209
令和6年 8月	300	1,348
令和6年 9月	269	829
令和6年10月	306	98
令和6年11月	311	50
令和6年12月	290	50
令和7年 1月	385	50
令和7年 2月	332	50
令和7年 3月	306	50
合 計	3,657	4,241

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 有力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要である。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数とする。)
 ②令和4年度の未利用エネルギー活用状況
 ③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況
 ④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合、評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kwh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
0.690以上	0	
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」を参照。

(※) 財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。

譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を、宇都宮地方合同庁舎に変更することをいう。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」

用 語	定 義
① 令和4年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の二酸化炭素排出係数の数値とする。
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力料(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に揚げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」

用 語	定 義
③ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>② 令和4年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。)</p> <p>⑦ 令和4年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p>

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」(つづき)

用語	定義
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給通過時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること ・需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと ・電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

作成年月日 5. 12. 20

作成部課等 総務課

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 自衛隊栃木地方協力本部真岡募集案内所で使用する電力
- (2) 需給場所 栃木県真岡市西郷2585-252
- (3) 業種及び用途 官公署(事務所)

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧 200ボルト
 - ウ 計量電圧 200ボルト
 - エ 標準周波数 50ヘルツ
 - オ 電気方式 1回線受電
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ア 契約電力
従量電灯B : 40A
低圧電力 : 16kW(力率90%)
 - イ 予定使用電力量
従量電灯B : 7,064kWh
低圧電力 : 3,445kWh
月別予定使用電力量は、別紙第1による。
- (3) 供給電気の種類等
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率の指定はなし。
別紙第2:「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を参照(RE100の細部については、Going 100%-RE100 (<https://therel00.org/technical-guidance>)を確認すること。)
- (4) 使用期間
自 令和6年4月1日午前0時 至 令和7年3月31日午後12時

3 その他

- (1) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件
二酸化炭素排出係数、未使用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電気証書の譲渡に関し、別紙第3の条件を満たすこと。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合については別途協議を行うものとする。

月別予定使用電力量

年 月	真岡募集案内所	
	従量電灯B (40A)	低圧電力 (16kw)
令和6年 4月	550	43
令和6年 5月	506	98
令和6年 6月	507	205
令和6年 7月	592	974
令和6年 8月	523	1,016
令和6年 9月	516	566
令和6年10月	499	32
令和6年11月	725	238
令和6年12月	698	45
令和7年 1月	669	140
令和7年 2月	642	81
令和7年 3月	637	7
合 計	7,064	3,445

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 有力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要である。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) ①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数とする。)

②令和4年度の未利用エネルギー活用状況

③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合、評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:kg-CO2/kwh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の「各用語の定義」を参照。

(※) 財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。

譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を、宇都宮地方合同庁舎に変更することをいう。書類等が有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかを確認するため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」

用 語	定 義
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の二酸化炭素排出係数の数値とする。
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力料(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に揚げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

(表)「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」

用 語	定 義
<p>③ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>② 令和4年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。)</p> <p>⑦ 令和4年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p>

(表) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
の「各用語の定義」(つづき)

用語	定義
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給通過時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること ・需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと ・電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。